

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第516号)

平成19年11月9日

横情審答申第516号

平成19年11月9日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成19年7月25日戸土第901号による次の諮問について、別紙のとおり答
申します。

「陳情処理カード（平成15年度、受付番号208）」の一部開示決定に対
する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「陳情処理カード（平成15年度、受付番号208）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「陳情処理カード（平成15年度、受付番号208）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成19年6月8日付で行った一部開示決定のうち、陳情者及び立会人の氏名（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のとおりである。

本件申立部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部非公開を取り消し、非公開部分のうち、陳情者氏名、立会人の氏名、陳情者並びに立会人の団体名を公開するとの決定を求める。
- (2) 申立人は、陳情者並びに現地立会人の団体名及び代表者名の公開を請求したが、実施機関の担当者ら3人がこれをすべて拒否した。

また、申立人は本件グレーチングを設置する緊急性と雨水が溜る原因は何かと問いを発したが、「何もしらべていない」と回答を受けた。そこで、申立人は条例に基づいて、団体名及び団体の代表者名は個人ではない、として、公開されている事実、慣行もある事実、プライバシーではない、と抗議をしたが、すべて正当な事由なく、拒否を蒙った。もっとも、実施機関が条例を改正し、団体名も、団体代表者名もプライバシーとする判例を設けているならば別であるが、なんら正当な事由がなく、プライ

パシーであるとして非公開とするのは、公開請求権の侵害であり、遅延遅滞させる甚しい妨害行為に当たる。

よって、申立人は、別紙の特定マンション（陳情処理カード記載）の管理組合の代表者、立会人特定個人が、団体の代表者である事実を証す証拠を添付して、非公開部分を取り消し、団体名、代表者名の公開をするよう異議を申立てた次第である。

- (3) 横浜市が、会社の所有物を個人名義で「所有者変更」を、申立人に公開している。虚偽を記載していた市の犯罪を認めた。しかるに、本件では、団体名、団体代表者である事実、「自然人」ではない事実が明らかな場合まで、非公開としている。その理由を明らかにせず、しかも、条例のどの部分に当たるのか根拠を示していない。

また、平成19年7月31日付戸土第969号「審査会諮問通知書」でも、諮問した事由をまったく記載をしないで、取消決定を遅延遅滞させている。実施機関が直ちに、諮問理由書を申立人に送付することを求める。

なお、当該陳情に係る場所は、申立人の地役権にかかる通路で工事が行われた場所である。

よって、申立人は、実施機関の違法行為が明らかであるので、常識をわきまえて行動するよう実施機関の不法行為に対し、警告する。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

実施機関は、道路等の維持・修繕等に関する市民等からの陳情を受けた場合、現地調査等を行い、道路等の維持・管理・安全性の面から必要とされる措置を実施している。その際、陳情への対応を記録するため、陳情一件ごとに陳情者の氏名、住所及び電話番号、処理経過等の情報を記録する陳情処理カードを作成している。本件申立文書は道路の雨水対策実施の要望に係る陳情処理カードであり、本件申立部分は本件申立文書に記録されている陳情者及び立会人の氏名である。

- (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されてい

る情報」については、開示しないことができる情報から除くと規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため非開示としたと説明している。これに対し、申立人は、本件申立部分に記録されている氏名は団体の代表者の氏名であるから、その氏名及び団体名を開示すべきであると主張している。

ウ 当審査会が本件申立部分を見分したところ、そこには陳情者及び立会人の氏名並びにその他情報が記録されていることが認められた。これらの情報は個人に関する情報であって、当該情報それ自体から、又は既に公にされている情報など一般に入手可能な情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

エ 申立人は、本件申立部分には慣行として公にされている団体の代表者の氏名が記載されているはずであると主張するが、本件申立部分に団体名及び団体代表者氏名の記録は認められなかった。よって、本件申立部分は本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウの規定にも該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 19 年 7 月 25 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 19 年 8 月 2 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 19 年 8 月 8 日 (第 44 回 第三部会)	・ 諮問の報告
平成 19 年 8 月 8 日 (第 109 回 第二部会)	・ 諮問の報告 ・ 審議
平成 19 年 8 月 9 日 (第 111 回 第一部会)	・ 諮問の報告
平成 19 年 8 月 24 日 (第 110 回 第二部会)	・ 審議
平成 19 年 9 月 12 日 (第 111 回 第二部会)	・ 審議
平成 19 年 9 月 25 日 (第 112 回 第二部会)	・ 審議
平成 19 年 10 月 12 日 (第 113 回 第二部会)	・ 審議